

商工業省 省令第 6386 号 (仮訳)

イスラム暦 1425 年 6 月 21 日付 (西暦 2004 年 8 月 8 日付け)

商業・工業大臣は、

授与された自己の権限に基づき、また、

イスラム暦 1374 年 4 月 6 日付閣僚会議決議第 66 号にて公布された商業・工業省権限規則に鑑み、また、

王国の輸入物資に関する適合証明書プログラムの適切なメカニズム (仕組み) — このメカニズムは既存の契約期間の終了後に発効する — を構築するために、財務省、商業・工業省および経済・企画省から構成される委員会の設置を第 5 項にて規定している、イスラム暦 1424 年 8 月 3 日付閣僚会議決議第 213 号に基づき、さらに、この委員会の勧告に鑑み、以下を決定するものである。

1—各物資の通関手続きを目的とした代替メカニズムとして、民間試験所の援助を要請する。但し、この要請は、民間試験所が通関検査にかかわる手続きを完了し、認可が得られた後に行われるものとする。

2—移行期間中の措置として、認可機関から発行される適合証明書の添付が輸出国の公的管轄機関により承認されるものとする。この場合、輸出される消費物資が公認の標準仕様 (技術的規則) に適合していることを保証する、それら物資の積荷書類がすべて添付されていなければならない。それら物資が輸出国の専門監査機関の監督下にある定期的な試験検査の対象物資であったこと、公的管轄機関が適合証明書の内容に関し全責任を負うこと、ならびに、輸出物資の製造会社がそれらの使用により生じるすべての損害に対し全責任を負うことが同証明書に明記されているものとする。また、積荷が王国の港に到着した際、その適合証明書の正確性を確認するため、積荷の任意抜き取りが行われる。

3—本省の技術担当次官室が本省令を実施するものとし、省令に基づき業務を実施する関係機関に対し、その内容を通知しなければならない。

工業・商業大臣

ハーシム・ビン・アブドゥラー・ヤマーニー

以上